

令和7年度 第1回 山形県食の安全推進会議 議事録

【開催概要】

開催日時 令和7年7月22日(火) 10:30~12:10
開催場所 あこや会館 1階ホール
出席委員 奥山 睦子、 今田 久美子、 池田 香、 名和 則子、
青柳 隆弘、 福田 健、 遠藤 紀江、 山田 茂雄、
佐藤 玲子、 佐藤 紀子、 岡崎 純子、 吉田 昌永、
藤科 智海、 早坂 美希
(順不同、敬称略)

【次第】

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 協議
 - (1) やまがた食の安全・安心アクションプランの令和6年度及び令和7年度取組状況について
 - (2) その他
- 4 閉会

【議事録】

(1) やまがた食の安全・安心アクションプランの令和6年度及び令和7年度取組状況について

〔事務局〕

資料「令和6年度の実施状況及び令和7年度(第7期やまがた食の安全・安心アクションプラン)取組み内容」の基本方針Iに基づき説明。

〔座長〕

質問や意見等はないか。

〔委員〕

「(2)安全で安心な畜産物の提供」について、山形県における高病原性鳥インフルエンザやBSEの発生状況はどうか

〔事務局〕

高病原性鳥インフルエンザについては令和4年の12月に発生したが、以降発生していない。また、BSEについては県内での発生はない。

[委 員]

「(1) 農産物の安全性確保の取組み強化と環境保全型農業の推進」について、R7の取組みが「主な取組みとしての設定なし」と記載されている項目があるが、どういった意味か。

また、「(2) 安全で安心な畜産物の提供」について、「特定家畜伝染病防疫指針の改正」とあるが、具体的な変更内容はどのようなものか。

[事務局]

前期のアクションプランにおいて、当該項目については最上地域に係る園芸作物ブランド産地の育成を目標としていたが、現在は既に事業が完了しており、全県的に取り組んでいる施策であることから、現行のアクションプランでは目標として設定していないという意味である。

また、「特定家畜伝染病防疫指針の改正」について、資料を用意していないため、別途回答する。

[委 員]

自身でも鶏を飼育するなど畜産にも従事している。BSE 検査をはじめとする安全対策が現在も実施されていることは、大きな安心材料である。加えて、県から定期的な資材提供などの支援を受けており、県全体としての監視体制が感じられる。安心して飼育を続けられる状況にあり、今後もこうした取組を継続していただきたい。

[事務局]

畜産関係者が安定的かつ安全に飼養を継続できるよう、引き続き必要な支援および監視体制の確保に努める。

[委 員]

生産者の立場として、安全・安心な農産物を安定的に供給することは、これまでも一貫して取り組んできた。

資料「(1) 農産物の安全性確保の取組強化と環境保全型農業の推進」に示された令和6年度の評価によれば、「やまがた農産物安全・安心取組認証制度」及び「やまがた GAP 第三者認証制度」の認証団体および認証品目数は減少傾向にある。

そのうち、「やまがた GAP 第三者認証制度」は本年3月をもって終了となったが、「やまがた GAP」そのものの実施がなくなるわけではなく、現場での取組は今後も継続されるものと認識している。生産現場では、「GAPの実践」を通じて、日常的な衛生管理や農場運営の改善に取り組んできた経緯があり、我々としては、今後も「やまがた GAP」を推進していきたいと考えている。

そのような中、令和7年度の取組として「JGAP 指導員基礎研修」などが示されており、県として「GAPの取得（認証）」推進に力を入れていく方向性がうかがえる。

については、令和7年度における具体的な取組内容や、新たな方針等について、あらためて説明をお願いしたい。

[事務局]

国からは、国際水準 GAP に準拠したガイドラインが示されており、都道府県 GAP についても、

当該ガイドラインの水準まで引き上げるか、あるいは認証制度を終了するよう指導があった。山形県が運用していた「やまがた GAP」は、国際水準に準拠していないことから、認証制度そのものは本年 3 月をもって終了としている。これは、国内で複数の水準の GAP が混在することによって、対外的な説明が困難になるという課題も背景にあった。

ただし、「やまがた GAP」の取組自体は現在も継続されており、県のホームページ「やまがたアグリネット」では、認証制度の有無にかかわらず、GAP の取組を行っている団体を掲載している。

また、県としても、山形 GAP から JGAP のような国際水準 GAP への移行を推進しており、昨年度に引き続き今年度もその取組を進めている。具体的には、JGAP 指導員の育成を目的とした基礎研修を 8 月上旬に実施予定であるほか、JGAP 模擬審査の実施を通じて、取得に向けた支援を行うこととしている。

今後も、GAP の取得推進に向けて、必要な支援・体制づくりに取り組んでいく。

[委 員]

県の GAP 認証制度が終了したからといって、農薬管理などの基本的な取組までなくなってよいということにはならないと考えている。農家として、安全・安心な農産物を消費者に届ける責任がある以上、そうした管理は最低限の取組として今後も必要である。

県としては、山形 GAP の認証は終了したものの、JGAP への移行・推進という形を取っていると理解しているが、農薬管理等については、できる限り農家全体で統一的に取り組めるような仕組みが望ましい。

ただし、実際には毎年の申請といった費用面や作業の負担、高齢化などの課題もあり、全ての農家に一律で求めるのは難しい面もある。

GAP に取り組める農家だけが対応すればよいという姿勢ではなく、できるだけ多くの農家が無理なく参加できるような支援策・制度設計が必要ではないかと感じている。県として、そのような仕組みづくりに関して何か考えや方針があれば伺いたい。

[事務局]

山形 GAP 第三者認証制度は終了したが、GAP の基本的な取組としての「やまがた GAP」は、今年度以降も継続して推進していく方針である。農薬の適正な管理を含め、GAP の考え方を取り入れた生産管理のツールとして引き続き活用していきたいと考えている。

そのうえで、JGAP やグローバル GAP といったより高い基準に取り組む生産者に対しては、必要な支援を行っていく。今後は、やまがた GAP による基礎的な取組と、JGAP 等へのステップアップの双方を支援しながら、県全体として GAP の普及・推進を図っていく。

なお、やまがた GAP の取組については、県のホームページ等にも掲載しており、農薬管理をはじめとした GAP 的な実践内容の確認にも活用いただきたい。

[事務局]

資料「令和 6 年度の実施状況及び令和 7 年度（第 7 期やまがた食の安全・安心アクションプラン）取組み内容」の基本方針Ⅱ及びⅢに基づき説明。

[座 長]

質問や意見等はないか。

[委 員]

「基本方針Ⅱ（５）適正な食品表示の確保と徹底」について、特にアレルギー物質などは小さい子どもの命に係わる場合もある。県として、指導や監視を徹底していただきたい。

[事務局]

アレルギー表示については、国においてもナッツ類をはじめ、実際の健康被害事例の増加を踏まえて、表示義務の対象範囲を拡大するなど、法改正が頻繁に行われている分野である。

こうした動きに対応するため、保健所職員を含めた現場でも、アレルギー物質の表示漏れがないよう、事業者への啓発・指導を継続して行っている。

また、表示内容に疑義が生じた場合には、「通常は含まれていると考えられる成分が表示されていない」といったケースを含め、製造者への確認や調査を行うこともある。さらに、他の自治体で流通している製品について情報提供や照会を受けることもあり、県としては関係自治体とも連携しながら、表示の適正化に努めているところである。

[委 員]

「基本方針Ⅱ（５）適正な食品表示の確保と徹底」について、食品表示 110 番の事例を共有いただきたい。

[事務局]

具体的な事例について、別途共有させていただく。

[委 員]

「基本方針Ⅲ（１）生産者・食品等事業者・消費者・行政間の相互理解の促進と施策への県民意見の反映」について、「学校給食における県産農林水産物の積極的な活用支援」とあるが、具体的にどのような支援をおこなったのか。

[事務局]

支援内容としては、市町村が学校給食で県産農産物を使用した場合に対し、県が補助金を交付している。給食の実施主体である市町村に対して補助する形となっている。

[委 員]

例として、有機米を使用した場合、その差額分について補助が行われるのか。

[事務局]

補助の対象は主に野菜であり、米についてはもともと県産米を使用している市町村が多い。

[委 員]

県産米についても、一定の価格で販売しなければ生産者にとって厳しい状況であるため、補助が行われていたと記憶しているが、その点はどうか。

[事務局]

県産米を使用した場合にも補助を行っている。有機米の扱いについては、あらためて確認する。

[委 員]

現在は「地産地消」ではなく、その地域で消費するものは地域で生産するという「地消地産」の考え方に変わりつつある。県内の学校給食における県産農産物の自給率は、現在どの程度か。

[事務局]

手元に詳細な数値がなかったため、別途回答する。

[委 員]

学校給食に納入している八百屋などの事業者については、学校と直接契約を結んでいるのか、また、いつの段階で契約がなされているのかなど、具体的な仕組みが気になっている。

一部では、事前に契約を行い、柔軟に対応しているとの話も聞いているが、給食に使用する野菜の決定には市町村も関与していると理解している。

そのため、市町村と納入業者（八百屋等）の間では、どのような形で取引ややり取りがなされているのか、契約の名称や仕組みなどがあれば知りたい。

[委 員]

小・中学校の学校給食は、市町村が基本的に所管しており、実施主体ごとに運用の仕方は異なるものと考えられる。

多くの場合、学校給食センター等において、栄養バランス等を考慮したメニューを早い段階から計画的に作成し、それに基づいて使用食材を決定している。そのため、納入業者との取引もスポット的なものではなく、一定の関係性を保ちながら継続的に運用しているケースもあるのではないかと。

[事務局]

この点については、市町村における個別の対応状況を確認する必要がある。

給食用食材の決定には、基本的に市町村が主体的に関与しているため、具体的な取引形態については、後日確認のうえ回答する。

[委 員]

学校給食に関連して、県内の給食用米飯の炊飯施設を視察する機会があった。施設では山形市だけでなく、中山町など複数の市町村向けのご飯も炊飯されており、それぞれの市町村産の米を地域ごとに分けて使用している様子が確認できた。

たとえば、寒河江市の学校には寒河江市産の米が使われるなど、地域の産地に応じた炊飯が実施されており、地産地消の取組が現場で着実に進められていると感じた。

具体的な流通経路までは把握していないが、どの産地の米がどの学校に届けられているかが明確に管理されており、県産米が子どもたちの給食として日常的に提供されていることを実感した。

米価の高騰が続く中でも、こうした取組が補助により支えられ、子どもたちが質の高い県産米を食べられていることは意義深いと考える。今後もこのような取組の継続を期待する。

[事務局]

学校給食における米の提供については、市町村がそれぞれの地域で収穫された米を子どもたちに食べてもらいたいという強い思いもある。

県としても、こうした取組を支えるため、引き続き必要な支援を行っていく。

[委 員]

食育に関連し、年齢を重ねる中で「野菜から食べると体に良い」といった健康的な食習慣の重要性を改めて感じている。

県として、学校給食を食べる順番の指導は行っているか。

[事務局]

県として、学校給食を食べる順番の一律の指導は行っていないが、学校単位で指導を行っている例はあるかもしれない。

(2) その他

[事務局]

本会議の次回開催については、令和8年2月以降を予定している。

開催にあたっては、各委員の皆様のご都合やご意見を踏まえ、日程等を調整のうえ実施する予定であるので、引き続きご協力をお願いしたい。

また、資料として配付したチラシのとおり、明日（7月23日〔水曜日〕）には、山形ビッグウィングにおいて「食の安全推進交流会」が開催される。当日の参加も可能となっているため、都合のつく方はぜひご参加いただきたい。

[座 長]

以上をもって本日の会議を終了させていただく。